

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律
案 新旧対照条文 目次

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（第一条関係）	1
○中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）（第二条関係）	26
○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第六条関係）	29

○ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）（第一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第六条）</p> <p>第二章 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理</p> <p>第一節 使用を終了した低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理（第七条―第十七条）</p> <p>第二節 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した廃棄物の確実かつ適正な処理（第十八条―第二十一条）</p> <p>第三章 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理（第二十二条―第二十七条）</p> <p>第四章 雑則（第二十八条―第四十条）</p> <p>第五章 罰則（第四十一条―第四十四条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的等）</p> <p>第一条 この法律は、ポリ塩化ビフェニルが難分解性の性状を有し、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であることに鑑み、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理のための必要な体制を整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第七条）</p> <p>第二章 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等（第八条―第十七条）</p> <p>第三章 雑則（第十八条―第三十二条）</p> <p>第四章 罰則（第三十三条―第三十六条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的等）</p> <p>第一条 この法律は、ポリ塩化ビフェニルが難分解性の性状を有し、かつ、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質であること並びに我が国においてポリ塩化ビフェニル廃棄物が長期にわたり処分されていない状況にあることにかんがみ、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管、処分等について必要な規制等を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理のための必要な体制を速やかに整備することにより、その確実かつ適正な処理を推進し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とする。</p>

2 (略)

(定義)

第二条 この法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、次に掲げるものをいう。ただし、第三号及び第四号に掲げるものにあつては、環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。

一 ポリ塩化ビフェニル原液（試験研究のために使用されるポリ塩化ビフェニル原液（以下この条において「試験研究用ポリ塩化ビフェニル原液」という。）を除く。）

二 試験研究用ポリ塩化ビフェニル原液が廃棄物（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）となつたもの

三 ポリ塩化ビフェニルを含む油が廃棄物となつたもの

四 ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封入された物が廃棄物となつたもの

2 この法律において「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、次に掲げるものをいう。

一 ポリ塩化ビフェニル原液（試験研究用ポリ塩化ビフェニル原液を除く。）

二・三 (略)

3 この法律において「低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物のうち、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物以外のものをいう。

4 この法律において「ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、次に掲げる製品をいう。ただし、第二号及び第三号に掲げる製品にあつては、環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。

一 試験研究用ポリ塩化ビフェニル原液

二 ポリ塩化ビフェニルを含む油

三 ポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、又は封

2 (略)

(定義)

第二条 この法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル原液、ポリ塩化ビフェニルを含む油又はポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された物が廃棄物（廃棄物処理法第二条第一項に規定する廃棄物をいう。次項において同じ。）となつたもの（環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

2 この法律において「高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

一 ポリ塩化ビフェニル原液が廃棄物となつたもの

二・三 (略)

(新設)

3 この法律において「ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、ポリ塩化ビフェニル原液又はポリ塩化ビフェニルを含む油若しくはポリ塩化ビフェニルが塗布され、染み込み、付着し、若しくは封入された製品（これらのうち環境に影響を及ぼすおそれの少ないものとして政令で定めるものを除く。）をいう。

入された製品

5 この法律において「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、次に掲げる製品をいう。

(削る。)

一・二 (略)

(削る。)

6 この法律において「低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品のうち、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品以外のものをいう。

(事業者の責務)

第三条 (削る。)

(削る。)

事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する場合には、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 (略)

2 (略)

3 国、都道府県及び市町村は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する国民、事業者及びポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者の理解を深めるよう努めなければならない。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画)

第六条 (略)

4 この法律において「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」とは、次に掲げる製品をいう。

一 ポリ塩化ビフェニル原液

二・三 (略)

5 この法律において「保管事業者」とは、その事業活動に伴ってポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者をいう。

6 この法律において「所有事業者」とは、ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者をいう。

(事業者の責務)

第三条 保管事業者は、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自らの責任において確実かつ適正に処理しなければならない。

2 所有事業者は、確実に、そのポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄し、又はそのポリ塩化ビフェニル使用製品からポリ塩化ビフェニルを除去するよう努めなければならない。

3 保管事業者及び所有事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、国及び地方公共団体が実施する施策に協力しなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第五条 (略)

2 (略)

3 国、都道府県及び市町村は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関する国民、保管事業者、所有事業者及びポリ塩化ビフェニル使用製品を製造した者の理解を深めるよう努めなければならない。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画)

第六条 (略)

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 四 (略)

五 政府が低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を保管する事業者としてその低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のために実行すべき措置に関する事項

六 (略)

3 七 (略)

(削る。)

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 四 (略)

五 政府が保管事業者としてそのポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理のために実行すべき措置に関する事項

六 (略)

3 七 (略)

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画)

第七条 都道府県又は政令で定める市(以下「都道府県等」という。)は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に即して、その区域(都道府県にあつては、当該都道府県の区域内にある当該政令で定める市の区域を除く。次項において同じ。)内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する計画(以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」という。)を定めなければならない。

2 ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画には、環境省令で定める基準に従い、当該都道府県等の区域内におけるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の発生量、保管量及び処分量の見込み

二 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に関する事項

3 都道府県等は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第二章

低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理

第二章

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等

第一節

使用を終了した低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理

(低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有者の責務)

第七条 低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者は、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を終了したときは、自らの責任において確実かつ適正に、その保管及び処分(再生を含む。第三十四条第二項及び第三項を除き、以下同じ。)をしなければならない。

(低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有等の届出)

第八条 低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有する事業者は、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有及び使用の状況
- 三 低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用の場所
- 四 低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用の終了の見込み
- 五 その他環境省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者(以下「届出所有事業者」という。)は、同項各号に掲げる事項に変更があつたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、環境省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

(低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の管理)

第九条 届出所有事業者は、その所有する低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を終了した場合におけるその確実かつ適正な処

(保管等の届出)

第八条 保管事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分(再生を含む。第二十六条第二項及び第三項を除き、以下同じ。)をする者(以下「保管事業者等」という。)は、毎年度、環境省令で定めるところにより、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所その他の環境省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 保管事業者は、前項の規定による届出に係る保管の場所を変更してはならない。ただし、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。

(保管等の状況の公表)

第九条 都道府県知事は、毎年度、環境省令で定めるところにより、前条第一項の高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況を公表するものとする。

(期間内の処分)

第十条 保管事業者は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類ごと及び保管の場所が所在する区域ごとに高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間(以下「処分期間」という。)内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

2 前項の規定によりその全ての高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分を終えた者は、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 次に掲げる要件のいずれにも該当する保管事業者は、第一項の規定にかかわらず、処分期間の末日から起算して一年を経過した

理を確保するため、前条第一項の規定による届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について政令で定める基準に従い、これを管理しなければならない。

(指導及び助言)

第十条 都道府県知事は、届出所有事業者に対し、その所有する低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を終了した場合におけるその確実かつ適正な処理を確保するため、前条の規定による管理について必要な指導及び助言をすることができる。

(電気事業法との関係)

第十一条 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第二条第一項第十八号に規定する電気工作物であつて政令で定める低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品(第二十八条において「低濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」という。)であるものについては、前三条の規定並びに第十七条、第三十二条第一項及び第三十三条第一項の規定(低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有及び使用に係る部分に限る。)を適用せず、同法の定めるところによるものとする。

(低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管に係る届出及び処分)

第十二条 届出所有事業者は、第八条第一項の規定による届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を終了したときは、当該使用を終了した低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、当該使用を終了した日(第三項において「使用終了日」という。)が属する月の翌月末日までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況

日(以下「特例処分期限日」という。)までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

一 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実であること。

二 次に掲げる事項を記載した届出書に、前号に掲げる要件に該当することを証する書類として環境省令で定めるものを添付して、都道府県知事に届け出たこと。

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 処分期間内に自ら処分し、又は処分を他人に委託することが困難な高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の種類及び数量並びに保管の場所

ハ ロの高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託することが見込まれる日

ニ その他環境省令で定める事項

4 前項第二号の規定による届出を行った者は、同号イからニまでに掲げる事項に変更があつたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(指導及び助言)

第十一条 都道府県知事は、保管事業者に対し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理の実施を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

(改善命令)

第十二条 環境大臣又は都道府県知事は、保管事業者が第十条第一項又は第三項の規定に違反した場合には、当該保管事業者に対し、期限を定めて、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置(以下「処分等措置」という。)を講ずべきことを命ずることができる。

<p>三 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所</p> <p>四 その他環境省令で定める事項</p>	<p>2 前項の規定による届出をした届出所有事業者は、同項第三号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。</p>	<p>3 第一項の規定による届出をした届出所有事業者は、当該届出に係る使用終了日から起算して、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は他人に処分を委託するまでに要する期間を勘案して五年を超えない範囲内において政令で定める期間が経過する日までに、当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は他人に処分を委託しなければならぬ。</p>	<p>4 第一項の規定による届出をした届出所有事業者は、当該届出をした日の属する年度の翌年度以降、毎年度、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。</p> <p>一 当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況</p> <p>二 当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所</p> <p>三 当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の見込み</p> <p>四 その他環境省令で定める事項</p>	<p>5 第二項の規定は、前項の規定による届出をした届出所有事業者について準用する。この場合において、第二項中「同項第三号」とあるのは、「第四項第二号」と読み替えるものとする。</p>	<p>6 第一項の規定による届出をした届出所有事業者は、当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分（他人に当該処分の委託をした場合には、当該委託）を終了したときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。</p>
---	---	--	--	--	--

<p>2 前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。</p> <p>（代執行）</p>	<p>第十三条 前条第一項に規定する場合において、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障が生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、環境大臣又は都道府県知事は、自らその処分等措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、相当の期限を定めて、当該処分等措置を講ずべき旨及びその期限までに当該処分等措置を講じないときは、自ら当該処分等措置を講じ、当該処分等措置に要した費用を徴収することができる旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p>	<p>一 前条第一項の規定により処分等措置を講ずべきことを命ぜられた保管事業者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る処分等措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。</p> <p>二 前条第一項の規定により処分等措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該処分等措置を命ずべき者を確知することができないとき。</p> <p>三 緊急に処分等措置を講ずる必要がある場合において、前条第一項の規定により当該処分等措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。</p>	<p>2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定により処分等措置の全部又は一部を講じたときは、当該処分等措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該保管事業者から徴収することができる。</p>	<p>3 前項の規定による費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。（その他のポリ塩化ビフェニル廃棄物の規制等）</p>
--	--	---	--	--

(譲渡し及び譲受けの制限)

第十三条 何人も、その所有する低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の使用を終了した場合においては、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないときとして環境省令で定めるときを除き、当該使用を終了した低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡してはならない。

2 何人も、前項の環境省令で定めるときを除き、使用を終了した低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品に係る低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り受けてはならない。

(指導及び助言)

第十四条 都道府県知事は、第十二条第一項の規定による届出をした届出所有事業者に対し、当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な保管及び処分の実施を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

(改善命令)

第十五条 環境大臣又は都道府県知事は、第十二条第一項の規定による届出をした届出所有事業者が同条第三項の規定に違反した場合には、当該届出所有事業者に対し、期限を定めて、その低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置（次条第一項及び第二項並びに第三十五条第一項において「処分等措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

(代執行)

第十六条 前条第一項に規定する場合において、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障が生ずるおそ

第十四条 保管事業者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物（高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。以下この条及び次条において同じ。）の処理の体制の整備の状況その他の事情を勘案して政令で定める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、又は処分を他人に委託しなければならない。

第十五条 第八条第一項、第九条、第十条第二項、第十一条及び第十二条の規定は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物について準用する。この場合において、同項中「前項」とあり、及び同条第一項中「第十条第一項又は第三項」とあるのは、「第十四条」と読み替えるものとする。

(承継)

第十六条 保管事業者について相続、合併又は分割（その保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る事業の全部又は一部を承継させるものに限る。）があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部若しくは一部を承継した法人は、その保管事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により保管事業者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(譲渡し及び譲受けの制限)

第十七条 何人も、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める場合のほか、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

れがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、環境大臣又は都道府県知事は、自らその処分等措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、相当の期限を定めて当該処分等措置を講ずべき旨及び当該期限までに当該処分等措置を講じないときは自ら当該処分等措置を講じ当該処分等措置に要した費用を徴収することがある旨を、公告しなければならない。

一 前条第一項の規定による命令を受けた届出所有事業者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る処分等措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき

二 前条第一項の規定により処分等措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該処分等措置を命ずべき者を確知することができないとき。

三 緊急に処分等措置を講ずる必要がある場合において、前条第一項の規定により当該処分等措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定により処分等措置の全部又は一部を講じたときは、当該処分等措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分等措置を講ずべき届出所有事業者から徴収することができる。

3 前項の規定による費用の徴収については、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）第五条及び第六条の規定を準用する。

（承継）

第十七条 届出所有事業者について相続、合併又は分割（第八条第一項の規定による届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（第十二条第一項の規定による届出をした場合にあつては、当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物）に係る事業の全部又は一部を承継させるものに限る。以下この項において同じ。）

があつたときは、相続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部若しくは一部を承継した法人は、当該届出所有事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出所有事業者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二節 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した廃棄物の確実かつ適正な処理

（その保管する廃棄物が低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した事業者の責務）

第十八条 その事業活動に伴って保管する廃棄物が低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した事業者は、自らの責任において確実かつ適正に、その保管及び処分をしなければならない。

（低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した場合における届出並びに保管及び処分）

第十九条 その事業活動に伴って保管する廃棄物が低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した事業者は、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、当該判明した日（第三項において「判明日」という。）が属する月の翌月末日までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況
- 三 低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所
- 四 その他環境省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者（以下「届出判明保管事業者」という。）は、同項第三号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 届出判明保管事業者は、第一項の規定による届出に係る判明日から起算して、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は他人に処分を委託するまでに要する期間を勘案して五年を超えない範囲内において政令で定める期間が経過する日までに、当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は他人に処分を委託しなければならない。

4 届出判明保管事業者は、第一項の規定による届出をした日の属する年度の翌年度以降、毎年度、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況

二 当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所

三 当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の見込み

四 その他環境省令で定める事項

5 第二項の規定は、前項の規定による届出をした届出判明保管事業者について準用する。この場合において、第二項中「同項第三号」とあるのは、「第四項第二号」と読み替えるものとする。

6 第十二条第六項の規定は、届出判明保管事業者について準用する。この場合において、同項中「当該届出」とあるのは、「第十九条第一項の規定による届出」と読み替えるものとする。

（譲渡し及び譲受けの制限）

第二十条 何人も、その事業活動に伴って保管する廃棄物が低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した場合には、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及

ぼすおそれがないときとして環境省令で定めるときを除き、当該低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した廃棄物を譲り渡してはならない。

2 何人も、前項の環境省令で定めるときを除き、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した廃棄物を譲り受けてはならない。

(準用)

第二十一条 第十四条から第十七条までの規定は、届出判明保管事業者について準用する。この場合において、第十四条中「当該届出」とあるのは「第十九条第一項の規定による届出」と、第十五条第一項中「同条第三項」とあるのは「第十九条第三項」と、第十七条第一項中「第八条第一項の規定による届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品(第十二条第一項の規定による届出をした場合)であつては、当該届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とあるのは「第十九条第一項の規定による届出をした低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物」と読み替えるものとする。

第三章 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理

(高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した場合における届出、保管及び処分等)

第二十二条 その事業活動に伴つて保管する廃棄物が高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した事業者は、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物について、当該判明した日(第三項において「判明日」という。)が属する月の翌末日までに、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

(新設)

(新設)

<p>二 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況</p> <p>三 高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所</p> <p>四 その他環境省令で定める事項</p>	<p>2 前項の規定による届出をした者（以下「届出高濃度廃棄物保管事業者」という。）は、同項第三号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p>	<p>3 届出高濃度廃棄物保管事業者は、第一項の規定による届出に係る判明日から起算して、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は他人に処分を委託するまでに要する期間を勘案して五年を超えない範囲内において政令で定める期間が経過する日までに、当該届出をした高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分をし、又は他人に処分を委託しなければならない。</p>	<p>4 届出高濃度廃棄物保管事業者は、第一項の規定による届出をした日の属する年度の翌年度以降、毎年度、環境省令で定めるところにより、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>一 当該届出をした高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況</p> <p>二 当該届出をした高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の場所</p> <p>三 当該届出をした高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分の見込み</p> <p>四 その他環境省令で定める事項</p>	<p>5 第二項の規定は、前項の規定による届出をした届出高濃度廃棄物保管事業者について準用する。この場合において、第二項中「同項第三号」とあるのは、「第四項第二号」と読み替えるものとする。</p>	<p>6 届出高濃度廃棄物保管事業者は、第一項の規定による届出をした高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分（他人に当該処分の委託をした場合には、当該委託）を終了したときは、遅滞なく、環</p>
--	---	--	--	--	---

境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

7 事業者がその事業活動に伴って使用する製品が高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品であると判明した場合には、当該製品を高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなして、この法律及び廃棄物処理法の規定を適用する。

(譲渡し及び譲受けの制限)

第二十三条 何人も、その事業活動に伴って保管する廃棄物が高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した場合には、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理に支障を及ぼすおそれがないときとして環境省令で定めるときを除き、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した廃棄物を譲り渡してはならない。

2 何人も、前項の環境省令で定めるときを除き、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であると判明した廃棄物を譲り受けてはならない。

(指導及び助言)

第二十四条 都道府県知事は、届出高濃度廃棄物保管事業者に対し、第二十二条第一項の規定による届出をした高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な保管及び処分の実施を確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

(改善命令)

第二十五条 環境大臣又は都道府県知事は、届出高濃度廃棄物保管事業者が第二十二条第三項の規定に違反した場合には、当該届出高濃度廃棄物保管事業者に対し、期限を定めて、その高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分その他必要な措置（次条第一項及び第二項並びに第三十五条第二項において「処分等措置」という。）を講ずべきことを命ずることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

2 前項の規定による命令をするときは、環境省令で定める事項を記載した命令書を交付しなければならない。

(代執行)

第二十六条 前条第一項に規定する場合において、当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理上の支障が生ずるおそれがあり、かつ、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、環境大臣又は都道府県知事は、自らその処分等措置の全部又は一部を講ずることができる。この場合において、第二号に該当すると認められるときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、相当の期限を定めて当該処分等措置を講ずべき旨及び当該期限までに当該処分等措置を講じないときは自ら当該処分等措置を講じ当該処分等措置に要した費用を徴収することがある旨を、公告しなければならない。

一 前条第一項の規定による命令を受けた届出高濃度廃棄物保管事業者が、当該命令に係る期限までに当該命令に係る処分等措置を講じないとき、講じても十分でないとき、又は講ずる見込みがないとき。

二 前条第一項の規定により処分等措置を講ずべきことを命じようとする場合において、過失がなくて当該処分等措置を命ずべき者を確知することができないとき。

三 緊急に処分等措置を講ずる必要がある場合において、前条第一項の規定により当該処分等措置を講ずべきことを命ずるいとまがないとき。

2 環境大臣又は都道府県知事は、前項の規定により処分等措置の全部又は一部を講じたときは、当該処分等措置に要した費用について、環境省令で定めるところにより、当該処分等措置を講ずべき届出高濃度廃棄物保管事業者から徴収することができる。

3 前項の規定による費用の徴収については、行政代執行法第五条及び第六条の規定を準用する。

(新設)

(承継)

第二十七条 届出高濃度廃棄物保管事業者について相続、合併又は分割(第二十二条第一項の規定による届出をした高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る事業の全部又は一部を承継させるものに限る。以下この項において同じ。)があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割によりその事業の全部若しくは一部を承継した法人は、当該届出高濃度廃棄物保管事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により届出高濃度廃棄物保管事業者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

第四章 雑則

(削る。)

(新設)

第三章 雑則

(ポリ塩化ビフェニル使用製品の規制等)

第十八条 所有事業者は、処分期間内に、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄しなければならない。

2 次に掲げる要件のいずれにも該当する所有事業者は、前項の規定にかかわらず、特例処分期限日までに、その高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄しなければならない。

一 廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を特例処分期限日までに自ら処分し、又は処分を他人に委託することが確実にあること。

二 次に掲げる事項を記載した届出書に、前号に掲げる要件に該当することを証する書類として環境省令で定めるものを添付して、都道府県知事に届け出たこと。

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(削る。)

<p>ロ 処分期間内に廃棄することが困難な高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の種類及び数量並びに使用の場所及び廃棄後の保管の場所</p>	<p>ハ 廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を自ら処分し、又は処分を他人に委託することが見込まれる日</p>	<p>ニ その他環境省令で定める事項</p>	<p>3 処分期間内(前項に規定する所有事業者にあつては、特例処分期限日まで)に廃棄されなかつた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、これを高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなして、この法律及び廃棄物処理法の規定を適用する。</p>	<p>4 所有事業者が、第二項第二号の規定による届出を行った場合において、当該届出に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を廃棄したときは、当該廃棄に係る高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品については、第十条第三項第二号の規定による届出を行った保管事業者とみなす。</p>	<p>第十九条 第八条第一項、第九条、第十条第二項及び第四項、第十一条、第十六条、第二十四条並びに第二十五条の規定は、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品について準用する。この場合において、第八条第一項中「保管事業者及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処分(再生を含む。第二十六条第二項及び第三項を除き、以下同じ。)をする者(以下「保管事業者等」という。)」とあるのは「所有事業者」と、「保管及び処分の状況」とあるのは「廃棄の見込み」と、「保管の場所」とあるのは「所在の場所」と、第九条中「保管及び処分の状況」とあるのは「廃棄の見込み」と、第十条第二項中「前項」とあるのは「第十八条第一項」と、「処分」とあるのは「廃棄」と、同条第四項中「前項第二号」とあるのは「第十八条第二項第二号」と、第十一条中「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、「確実かつ適正な」とあるのは「確実な廃棄及び廃棄した高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の確実かつ適正な」と、第十六条第一項中「保管事業者」とあるのは「</p>
---	---	------------------------	---	---	---

所有事業者」と、「保管するポリ塩化ビフェニル廃棄物」とあるのは「所有する高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品」と、同条第二項中「保管事業者」とあるのは「所有事業者」と、第二十四条中「保管事業者等」とあるのは「所有事業者（高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品を所有するものに限る。次条第一項において同じ。）」と、「保管する」とあるのは「所有する」と、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄」と、第二十五条第一項中「保管事業者等」とあるのは「所有事業者」と、「保管する」とあるのは「所有する」と、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の廃棄」と、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物若しくは」とあるのは「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品若しくは」と読み替えるものとする。

(削る。)

2| 第二十条 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第十八号に規定する電気工作物である高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品（以下「高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物」という。）については、前二条の規定を適用せず、同法の定めるところによるものとする。

2| 特例処分期限日までに廃棄されなかつた高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物については、これを高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物とみなして、この法律及び廃棄物処理法の規定を適用する。

(経済産業大臣に対する要請)

第二十八条 (削る。)

(事業所管大臣等に対する要請)

第二十一条 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル使用製品を使用する事業を所管する大臣に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理について都道府県等がポリ塩化ビフェニル使用製品を使用する事業者の協力を得ることができるよう、必要な措置を講ずることを要請することができる。

環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認め

るときは、経済産業大臣に対し、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物について、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(ポリ塩化ビフェニル塗布施設等の所有又は管理に係る事業を所管する大臣に対する要請)

第二十九条 環境大臣は、ポリ塩化ビフェニル塗布施設等(低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品である塗料が塗布された施設又は設備をいう。以下この条において同じ。)から低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が飛散することを防止するため、都道府県又は政令で定める市がポリ塩化ビフェニル塗布施設等の所有又は管理に係る事業を行う者の協力を得ることができるよう、当該事業を所管する大臣に対し低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の飛散の防止について必要な措置を講ずることを要請することができる。

第三十条・第三十一条 (略)

(報告の徴収)

第三十二条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、届出所有事業者その他の関係者に対し、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有若しくは使用の状況、使用の場所若しくは使用の終了の見込み又は低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況、保管の場所若しくは処分の見込みに関し、必要な報告を求めることができる。

2| 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その事業活動に伴って所有する製品が低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品であることの疑いのある事業者その他の関係者に対し、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品であることの疑いのある製品の所有の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

3| 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度に

るときは、経済産業大臣に対し、高濃度ポリ塩化ビフェニル使用電気工作物について、資料の提供、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(新設)

第二十二條・第二十三條 (略)

(報告の徴収)

第二十四條 (新設)

(新設)

環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度に

において、届出判明保管事業者その他の関係者に対し、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況、保管の場所又は処分の見込みに関し、必要な報告を求めることができる。

4 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その事業活動に伴って保管する廃棄物が低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある事業者その他の関係者に対し、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある廃棄物の保管の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

5 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、届出高濃度廃棄物保管事業者その他の関係者に対し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況、保管の場所又は処分の見込みに関し、必要な報告を求めることができる。

6 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その事業活動に伴って保管する廃棄物が高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある事業者その他の関係者に対し、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある廃棄物の保管の状況に関し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査等)

第三十三条 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、届出所有事業者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の所有若しくは使用の状況、使用の場所若しくは使用の終了の見込み若しくは低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況、保管の場所若しくは処分の見込みに関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を無償で収去させることができる。

において、保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者に対し、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、必要な報告を求めることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(立入検査等)

第二十五条 (新設)

2 | 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その事業活動に伴って所有する製品が低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品であることの疑いのある事業者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、低濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品であることの疑いのある製品の所有の状況に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 | 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、届出判明保管事業者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況、保管の場所若しくは処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するに必要な限度において当該低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を無償で収去させることができる。

4 | 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その事業活動に伴って保管する廃棄物が低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある事業者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある廃棄物の保管の状況に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するに必要な限度において当該低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある廃棄物を無償で収去させることができる。

5 | 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、届出高濃度廃棄物保管事業者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管の状況、保管の場所若しくは処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するに必要な限度において当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を無償で収去させることができる。

(新設)

環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、保管事業者等又は高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を保管する事業者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管又は処分に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するに必要な限度においてポリ塩化ビフェニル廃棄物若しくは高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

(新設)

(新設)

6 環境大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、その事業活動に伴って保管する廃棄物が高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある事業者その他の関係者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある廃棄物の保管の状況に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において当該高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物であることの疑いのある廃棄物を無償で収去させることができる。

7 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

8 第一項から第六項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第三十四条 (略)

2 前項の規定により同項の政令で定める市の長がした第十五条第一項(第二十一条において読み替えて準用する場合を含む。)又は第二十五条第一項の規定による処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、環境大臣に対して再審査請求をすることができる。

3 第一項の政令で定める市の長が同項の規定によりその行うこととされた事務のうち第十五条第一項(第二十一条において読み替えて準用する場合を含む。)又は第二十五条第一項の規定による処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があったときは、当該裁決に不服のある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、環境大臣に対して再々審査請求をすることができる。

(新設)

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十六条 (略)

2 前項の規定により同項の政令で定める市の長がした第十二条第一項(第十五条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、環境大臣に対して再審査請求をすることができる。

3 第一項の政令で定める市の長が同項の規定によりその行うこととされた事務のうち第十二条第一項の規定による処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があったときは、当該裁決に不服のある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、環境大臣に対して再々審査請求をすることができる。

(環境大臣等の事務執行)

第三十五条 環境大臣による第十五条第一項(第二十一条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による命令、第十六条(第二十一条において準用する場合を含む。)の規定による処分等措置、第三十二条第一項から第四項までの規定による報告の徴収又は環境省の職員による第三十三条第一項、第三項若しくは第四項の規定による立入検査若しくは収去若しくは同条第二項の規定による立入検査は、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が確実にかつ適正に処分がされないことを防止するため特に必要があると認められる場合に行うものとする。

2| 環境大臣による第二十五条第一項の規定による命令、第二十六条の規定による処分等措置、第三十二条第五項若しくは第六項の規定による報告の徴収又は環境省の職員による第三十三条第五項若しくは第六項の規定による立入検査若しくは収去は、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物が確実にかつ適正に処分がされないことを防止するため特に必要があると認められる場合に行うものとする。

第三十六条 (略)

(事務の区分)

第三十七条 第十五条(第二十一条において準用する場合を含む。)、第二十五条、第三十二条及び第三十三条第一項から第六項までの規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十八条〜第四十条 (略)

第五章 罰則

(環境大臣の事務執行)

第二十七条 第十二条第一項、第十三条、第二十四条(第十九条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)、又は第二十五条第一項(第十九条において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による環境大臣による命令、処分等措置若しくは報告の徴収又はその職員による立入検査若しくは収去は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物が確実にかつ適正に処分されないことを防止するため特に必要があると認められる場合に行うものとする。

第二十八条 (略)

(事務の区分)

第二十九条 第十二条第一項及び第二項(第十五条において準用する場合を含む。)、第二十四条並びに第二十五条第一項の規定により都道府県が行うこととされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第三十条〜第三十二条 (略)

第四章 罰則

第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十三条第一項又は第二十条第一項の規定に違反して、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡したとき。

二 第十三条第二項又は第二十条第二項の規定に違反して、低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り受けたとき。

三 第十五条第一項（第二十一条において読み替えて準用する場合を含む。）又は第二十五条第一項の規定による命令に違反したとき。

四 第二十三条第一項の規定に違反して、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡したとき。

五 第二十三条第二項の規定に違反して、高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り受けたとき。

第四十二条 第十二条第一項、第二項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）、第四項若しくは第六項（第十九条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十九条第一項、第二項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）、第十九条第五項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）、第四項若しくは第六項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたときは、当該違反行為をした者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

（削る。）

（削る。）

第三十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは千円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十二条第一項の規定による命令に違反した者

二 第十七条の規定に違反して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物を譲り渡し、又は譲り受けた者

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項（第十五条において準用する場合及び第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）又は第十条第二項（第十五条及び第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第四項（第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第八条第二項の規定に違反して、高濃度ポリ塩化ビフェニル

(削る。)

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第八条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 二 第十七条第二項(第二十一条において準用する場合を含む。)(又は第二十七条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 三 第三十二条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- 四 第三十三条第一項又は第三項から第六項までの規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 五 第三十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第四十四条 (略)

廃棄物の保管の場所を変更した者

三 第十条第三項第二号又は第十八条第二項第二号の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第二項(第十九条において読み替えて準用する場合を含む。)(の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 二 第二十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 三 第二十五条第一項の規定による検査又は収去を拒み、妨げ、又は忌避した者
- (新設)

第三十六条 (略)

改正案	現行
<p>第一章 総則</p> <p>（会社の目的）</p> <p>第一条 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）は、中間貯蔵の確実かつ適正な実施の確保を図り、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することに資するため、中間貯蔵に係る事業を行うとともに、非常災害廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条の三第一項に規定する非常災害廃棄物をいう。以下同じ。）の適正な処理の円滑かつ迅速な実施その他環境の保全に資するため、非常災害廃棄物の処理に係る事業並びに環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供に係る事業を行うことを目的とする株式会社とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 3 4（略）</p> <p>（削る。）</p> <p>（国の責務）</p> <p>第三条 国は、中間貯蔵の確実かつ適正な実施の確保を図るため、</p>	<p>第一章 総則</p> <p>（会社の目的）</p> <p>第一条 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）は、中間貯蔵の確実かつ適正な実施の確保を図り、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減することに資するため、中間貯蔵に係る事業を行うとともに、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処理及び非常災害廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第二条の三第一項に規定する非常災害廃棄物をいう。以下同じ。）の適正な処理の円滑かつ迅速な実施その他環境の保全に資するため、ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び非常災害廃棄物の処理に係る事業並びに環境の保全に関する情報及び技術的知識の提供に係る事業を行うことを目的とする株式会社とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 3 4（略）</p> <p>5 この法律において「ポリ塩化ビフェニル廃棄物」とは、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。</p> <p>（国の責務）</p> <p>第三条 国は、中間貯蔵及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の確</p>

万全の措置を講ずるものとする。

2 (略)

(株式の政府保有)

第四条 政府は、会社が第七条第一項第一号から第三号までに掲げる事業及びこれらに附帯する事業(第十六条第一号において「中間貯蔵に係る事業」という。)、又は同項第四号及び第五号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を営む間、会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。

第二章 事業等

(事業の範囲)

第七条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を営むものとする。

一 三 (略)

(削る。)

四 七 (略)

2 (略)

第十一条 削除

実かつ適正な実施の確保を図るため、万全の措置を講ずるものとする。

2 (略)

(株式の政府保有)

第四条 政府は、会社が第七条第一項第一号から第三号までに掲げる事業及びこれらに附帯する事業(第十六条第一号において「中間貯蔵に係る事業」という。)、同項第四号に掲げる事業及びこれに附帯する事業(以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業」という。)、又は同項第五号及び第六号に掲げる事業並びにこれらに附帯する事業を営む間、会社の発行済株式の総数を保有していなければならない。

第二章 事業等

(事業の範囲)

第七条 会社は、その目的を達成するため、次に掲げる事業を営むものとする。

一 三 (略)

四 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理を行うこと。

五 八 (略)

2 (略)

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画)

第十一条 会社は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第六条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画に従い、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設の設置の場所、当該処理施設における処理量の見込み及び処理の方法その他環境省令で定める事業の基本となる事項に関する計画(以下「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画」という。)を定

第十七条 削除

(財務大臣との協議)

第二十条 環境大臣は、第七条第二項、第九条、第十二条、第十三条若しくは第十四条（会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行することができる株式の総数を変更するものに限る。）の認可をしようとするとき、又は第二十二条の環境省令（会社の財務及び会計に関し必要な事項に限る。）を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

(削る。)

三〇六 (略)

め、環境大臣の認可を受けなければならない。ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画の変更（環境省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときも、同様とする。

(債務保証)

第十七条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和二十一年法律第二十四号）第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に係る事業に要する費用に充てるための会社の長期借入金に係る債務（国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律（昭和二十八年法律第五十一号）第二条第一項の規定に基づき政府が保証契約をすることができる債務を除く。）について保証することができる。

(財務大臣との協議)

第二十条 環境大臣は、第七条第二項、第九条、第十一条から第十三条まで若しくは第十四条（会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行することができる株式の総数を変更するものに限る。）の認可をしようとするとき、又は第二十二条の環境省令（会社の財務及び会計に関し必要な事項に限る。）を定めようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第十一条の規定に違反して、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業基本計画の認可を受けなかったとき。

四〇七 (略)

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）
備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法 律	事 務	(略)	(略)	ポリ塩化 ビフェニ ル廃棄物 の適正な 処理の推 進に關す る特別措 置法（平 成十三年 法律第六 十五号）	第十五条（第二十一条において準用する場合を含む。）、第二十五条、第三十二条及び第三十三条第一項から第六項までの規定により都道府県が行うこととされている事務
法 律	事 務	(略)	(略)	ポリ塩化 ビフェニ ル廃棄物 の適正な 処理の推 進に關す る特別措 置法（平 成十三年 法律第六 十五号）	第十二条第一項（第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第二項（第十五条において準用する場合を含む。）並びに第二十四条及び第二十五条第一項（これらの規定を第十九条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により都道府県が行うこととされている事務